

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 利靖会が開設する「前原整形外科リハビリテーションクリニック」（以下「当事業所」という。）が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 前原整形外科リハビリテーションクリニック
- 2 所在地 愛知県大府市北崎町5丁目55番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 従業者

医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

従業者は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 木曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日、天災時を除く。
- 2 営業時間 午後13時30分から午後14時30分。ただし、電話などにより、24時間連絡可能な体制をおく。

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類)

第6条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に要した交通費については以下の額を徴収する。
 - (1) 1,000円
- 3 上記の交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対して説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(事故発生時の対応)

第8条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止等)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について施設職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年5～7回

2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 利靖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。

「前原整形外科リハビリテーションクリニック」 運営規程

短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人 利靖会が開設する「前原整形外科リハビリテーションクリニック」(以下「当院」という。)において実施する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当院では、短期入所療養介護計画(介護予防にあつては介護予防短期入所療養介護計画)に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 1 当院では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 2 当院では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 当院では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当院では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当院の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------------|
| ① 施設名 | 前原整形外科リハビリテーションクリニック |
| ② 所在地 | 愛知県大府市北崎町五丁目5番地 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当院の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- ① 管理者（医師） 1人
- ② 医師 1人
- ③ 看護職員又は介護職員 7人以上（常勤換算）
- ④ 理学療法士 4人以上（常勤換算）
- ⑤ 管理栄養士 0.1人以上（常勤換算）

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、短期入所療養介護に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ④ 理学療法士リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- ⑤ 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の病床数より実入院患者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

第9条 指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料額は、介護報酬の告示の額とし、指定介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他の費用

施設は次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- ① 居住費
多床室 970円/日
個室 2,000円/日
- ② 特別な室料としての追加的費用
個室 4,000円/日（税別）
特別室 6,000円/日（税別）

- ② 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ・ 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ・ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- ⑧ 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第13条 職員は関係法令及び諸規則を守り、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- ① 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第14条 当院職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人 利靖会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、当院が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第17条 施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

① 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会。をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

④ 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

⑤ 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第18条 当院職員に対して、当院職員である期間および当院職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当院職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

1 運営規程の概要、当院職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

2 当事業所は、適切な短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人利靖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和2年8月1日から施行する。

令和5年12月15日から施行する。